

○議長（茅沼隆文）

日程第6 認定第6号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

認定第6号 決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度開成町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査員の意見をつけて認定を求めます。

平成29年9月5日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、決算書263ページをお開きください。

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算総額。

歳入、歳入予算現額、1億9,270万円。

歳入決算額、1億8,233万9,824円。

歳出、歳出予算現額、1億9,270万円。

歳出決算額、1億7,888万4,705円。

歳入歳出差引額、345万5,119円、うち基金繰入額0円。

平成29年9月5日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページをご覧くださいまして、歳入でございます。1款の後期高齢者医療保険料から、5款の諸収入まで、歳入合計は資料記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください、歳出、1款の総務費から4款の予備費まで、歳出合計の資料、記載のとおりでございます。歳入歳出差引残額は右下に記載のとおり、345万5,119円となります。

それではまず、附属資料の353ページをご覧ください。まず歳入でございますが、平成28年度の歳入合計は1億8,234万円でございます。平成27年度、1億6,138万4,000円ですので、プラス2,095万6,000円、13.0%の伸びでございます。

下に移って、歳出は、1億7,888万5,000円です。平成27年度、1億5,855万2,000円ですので、プラス2,033万3,000円、こちらは12.8%の伸びでございます。

歳入の保険料でございますが、1の後期高齢者医療保険料は、2年に1回改定をしております。現在の保険料率は、平成28年度と、今年度29年度に適用されております。その結果、平成28年度は、前年度、平成27年度よりも1,871万5,000円の増となっております、伸び率は13.6%となります。

続いて、歳出では、一番上の総務費が22万9,000円、10.5%の減、その次の後期高齢者医療広域連合への納付金は、2,047万5,000円の増、13.1%の伸びとなっております。

また、一番下に被保険者の推移の表がございますけれども、平成24年度以降、

25年度を除くと、伸び率が6%から7%台と、後期高齢者の被保険者数は大きく増加している状況にあります。

それでは、説明資料のほうの96ページ、97ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業（歳入）でございます。まず、後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料です。収納総件数は、8,375件、収納率は100%でございます。

続いて、現年度分、普通徴収保険料は、普通徴収により納付された保険料でございますが、収納総件数は、3,836件、収納率は98.9%でございます。現年度分特別徴収と普通徴収あわせた形での収納率は99.7%、昨年度、99.6%でございましたので、0.1%の増となっております。

続いて過年度分の普通徴収の保険料です。収納総件数は46件で13人分、収納率は17%でございます。現年度分と過年度分を合計した収納率は99.0%、昨年度は99.1%ですので、0.1%でございますが、減となっております。

一つとんで、繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金です。こちらは低所得者に係る保険料の軽減分と元被用者保険の被扶養者だった者。いわゆる元被扶養者と呼んでおりますけれども、こちらの方に係る保険料の軽減分を県負担分の4分の3とあわせて、一般会計から繰り入れているものでございます。

次のその他一般会計繰入金ですが、保険料徴収等に係る事務費等一般会計から繰り入れているものでございます。

以下、繰越金等は省略をさせていただきます、次の98ページ、99ページをご覧ください。歳出でございますが、総務費の一般管理費は、保険料徴収等に係る通知の印刷作成や発送を行う事務費、あるいはレセプト点検員の賃金を支出するものであります。

次の、後期高齢者医療広域連合納付金ですが、後期高齢者医療広域連合へ町が徴収した保険料の相当額と軽減分相当額を納付するものでございます。前年度比でプラス2,047万円あまり、13.1%の伸びとなっております。

次の過年度分保険料還付金は、死亡者等の過年度保険料の歳出還付を行ったものでございます。

では、決算書に戻しまして、276ページになります。

276ページ、実質収支に関する調書でございます。

- 1、歳入総額、1億8,234万円。
- 2、歳出総額、1億7,888万5,000円。
- 3、歳入歳出差引額、345万5,000円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源は、0円でございます。
- 5、実質収支額も、345万5,000円となります。

御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

認定第6号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の細部説明を終

了いたします。